

別記第2号様式

千葉県企業局九十九里用水供給事務所一般競争入札公告 第12号

長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）汚泥中間濃縮装置修理工事の一般競争入札の実施について

入札公告（個別編）

地方自治法第234条第1項の規定により本工事の一般競争入札を実施するものとし、次のとおり公告する。また、本入札公告のほか、入札公告（共通編）を併せて公告する。

なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年8月21日

千葉県企業局九十九里用水供給事務所長 池田 守

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事概要

工 事 名	長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）汚泥中間濃縮装置修理工事								
工 事 箇 所	長生郡長柄町山之郷483番地27								
予 定 価 格	44,638,000円								
工事の種類	機械器具設置工事								
工 事 期 限	令和9年3月16日限り								
工 事 概 要	【工事目的】 本工事は、長柄浄水場（Ⅰ）（Ⅱ）汚泥中間濃縮装置について、装置の機能維持を図るため、経年劣化している消耗部品の交換及び分解整備を行うものである。 【工事概要】 <table> <tr> <td>1. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備修理</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>2. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備点検</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>3. 長柄浄水場（Ⅱ）汚泥中間濃縮設備点検</td><td>一式</td></tr> <tr> <td>4. 長柄浄水場（Ⅱ）排水排泥設備点検</td><td>一式</td></tr> </table>	1. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備修理	一式	2. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備点検	一式	3. 長柄浄水場（Ⅱ）汚泥中間濃縮設備点検	一式	4. 長柄浄水場（Ⅱ）排水排泥設備点検	一式
1. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備修理	一式								
2. 長柄浄水場（Ⅰ）汚泥中間濃縮設備点検	一式								
3. 長柄浄水場（Ⅱ）汚泥中間濃縮設備点検	一式								
4. 長柄浄水場（Ⅱ）排水排泥設備点検	一式								
主 要 資 材	—								

(2) 入札方式及び落札者決定方式

本案件は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事である。

入 札 方 式	一般競争入札（事後審査Ⅱ型）
落札者決定方式	価格競争方式
適用するダンピング対策	☒ 最低制限価格制度 ・ ☐ 低入札価格調査制度
積算基準の適用	☐ 土木・ ☐ 土木（電気通信編・機械編）・ ☐ 営繕・ ☒ 下水（土木を除く） ☐ 積算基準（千葉県企業局水道用水供給事業）・ ☐ その他（電気通信編・機械編）

※ 入札公告（共通編）の参考を参照し、積算基準に対応した最低制限価格又は調査基準価格の算定方法を確認すること。

（３）入札日程

入札手続き	期 日（開始日～期限日）
入札公告期間	令和８年８月２１日（金）～令和８年９月３日（木）
設計図書等の縦覧期間※１	令和８年８月２１日（金）～令和８年９月８日（火）
質問受付期間※１	令和８年８月２４日（月）～令和８年８月２８日（金）
質問回答日	令和８年９月２日（水） １７：００
資格確認申請受付期間※２ （申請書及び資格確認資料）	令和８年９月４日（金）～令和８年９月８日（火）
資格確認通知日※３	令和８年９月９日（水）
入札書受付期間※２ （入札書、工事費内訳書） ※総合評価方式を適用する工事の場合、当該期間内に技術資料を提出	令和８年９月１０日（木）～令和８年９月１１日（金）
開札日	令和８年９月１４日（月） １４：００
落札者決定通知日（予定）※４	令和８年９月２４日（木）

※１ 各日の午前９時から午後５時までとする。

※２ 開始日の午前９時から期限日の午後５時までとする。

※３ 事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

※４ 入札参加資格の事後審査の手続きにより延期する場合がある。

（４）入札条件

建設リサイクル法※１	☐ 対象 ・ ☒ 否	
フレックス工期契約制度※２	☐ 対象 ・ ☒ 否	
ＩＣＴ活用工事※３	☐ 対象 ・ ☒ 否	
ＣＣＵＳ活用工事※４	☒ 対象 ・ ☐ 否	
専任特例２号の場合※５の 監理技術者の配置	☒ 対象外	☐ 可 ・ ☐ 不可
電子入札約款第２条第５項で 定める誓約書※６の提出	☐ 必要 ・ ☒ 不要	
債務負担行為の活用	☐ 有	契約初年度の支払い※７
		☐ 有 ☐ 無
電子契約サービス※８	☒ 可 ・ ☐ 不可 本工事は、電子契約サービスを選択することができる。	
関連工事	☐ 有 ・ ☒ 無	

※１ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）の適用を受ける対象工事の場合、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられる。

※２ 千葉県企業局建設工事フレックス工期契約制度実施要領を参照すること。

- ※3 千葉県県土整備部 ICT 活用工事実施要領を参照すること。
- ※4 千葉県建設キャリアアップシステム活用工事試行要領(千葉県企業局用水供給事業)を参照すること。
- ※5 専任特例2号の場合とは、建設業法第26条第3項第2号による場合をいう。入札公告（共通編）の「技術者の配置」を参照すること。
- ※6 誓約書は、別記1号様式により、資格確認申請書と併せて提出すること。
- ※7 「無」の場合、契約初年度の支払い限度額が設定されていない（債務負担行為（全部債務）による工事である）ため、契約初年度は、前払金等の支払請求が出来ないことに留意すること。
- ※8 電子契約を希望する場合は、資格確認申請書と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。

(5) その他

なし。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 個別事項

名 簿 登 載	機械器具設置工事の格付がA等級である者
建設業許可	建設業の許可を有する者
営 業 所 の 所 在 地	—
技術者配置	保有資格
	—
	施工実績
同 種 工 事	過去15年間に本工事と同種工事(上下水道又は工業用水道における機械器具設置工事のうち、排水処理・汚泥処理設備の点検修理、新設又は更新工事)を施工した実績のある者
そ の 他 完成工事高 災害対応貢献企業他	—

- ・「名簿登載」とは、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）における、本案件の発注工種に対応する業種別の登載状況及び登載されている格付等級による資格要件をいう。
- ・「建設業許可」とは、本案件の発注工種に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）に定める業種別の許可の有無による資格要件をいう。
- ・「営業所の所在地」とは、営業所の有無による資格要件をいう。ここで“主たる営業所”とは、建設業の許可を受けた主たる営業所をいい、“従たる営業所”とは、建設業の許可（本案件の発注工種に限る）を受けた従たる営業所で、千葉県建設工事等入札参加資格者名簿において契約委任先として登録した営業所をいう。
- ・「技術者配置」とは、本工事への配置を予定する主任技術者（又は監理技術者）に求める資格要件をいう。なお、資格要件が設定されていない場合であっても、建設業法第26条の規定による主任技術者（又は監理技術者）の配置（又は専任配置）は必須となることに留意すること。入札公告（共通編）の「技術者の配置」を参照すること。ただし、主任技術者（又は監理技術者）の専任配置が必要な工事で工場製作のみの期間がある場合は、当該期間においては主任技術者（又は監理技術者）の専任を求めないものとする。
- ・「技術者配置」の施工実績及び「同種工事」の“過去15年間”の期間は、入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（平成23年4月1日～入札公告の日）をいう。
- ・「同種工事」とは、入札参加者が有する元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合の者に限る。）で施工した実績（竣工したもの）の有無による資格要件をいい、千葉県企業局経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月22日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）にあ

っては、いずれかの構成員に当該実績がある者を認める。

- ・「完成工事高」とは、経営事項審査の完成工事高（「2年（又は3年）平均」の欄）について、等級格付けの基礎となったもの又は有効な経営事項審査によるもののいずれかによる資格要件をいう。
- ・「災害対応貢献企業」とは、以下のいずれかの有無に該当する者をいう。
 - ア 千葉県知事（又は事務所長）と所定の協定を締結している団体に加入している者
 - イ 過去2年間に、千葉県知事（又は事務所長）の要請に基づき公共土木施設等の災害の予防並びに機能の確保及び回復のため、本工事の発注事務所管内における災害応急に係る業務のうち本工事の発注工種に係る建設工事を施工した実績がある者。
- ・上記の“過去2年間”の期間は、入札公告の前年度までの2か年度間に当該年度の入札公告までの日を加えた期間（令和6年4月1日～入札公告の日）をいう。

（2）共通事項

- ア 資格者名簿に登載されている者のうち、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、本工事の資格確認申請の期限日から本工事の落札決定の時までの間、受けていない者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ウ 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することは出来ない。
- エ 本案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ・この工事に係る設計業務等の受託者

商 号	—
所在地	—

- ・当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者
 - （ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - （イ）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

（3）その他

なし。

3 総合評価に関する事項 該当なし

4 各種書類の提出先他

（1）資格確認資料、技術資料の郵送又は託送による提出先

千葉県企業局九十九里用水供給事務所 総務課
住所 千葉県東金市東金769番地2

（2）設計図書等に対する質問の提出先

kyusui-soumu@mz.pref.chiba.lg.jp

（3）問合せ先

千葉県企業局九十九里用水供給事務所 総務課
電話 0475-54-0631

別記第2号様式

入札公告（共通編）

一般競争入札の実施に当たり、入札公告（個別編）に定めるもの以外の事項について、次のとおり公告する。

1 入札参加資格の確認等

本案件の入札参加を希望する者は、別記第3号様式（一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書）（以下「申請書」という。）及び資格確認資料を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）申請書及び資格確認資料の提出

申請書及び資格確認資料は、電子入札システムにより提出すること。

提出にあたっては、申請書様式に記載の「留意事項」、「必要となる資格確認資料」欄の記載事項を確認するとともに、必要な書類の添付漏れがないよう、「申請書・添付書類確認項目表」により添付資料を確認すること。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとすること。

イ 提出する申請書及び資格確認資料は、1つの電子ファイルにまとめること。

ウ 電子ファイルの容量は、10.0MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより、10.0MB以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は除く）して提出することを認める。

（2）資格確認資料の郵送又は託送による提出

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、郵送又は託送（書留郵便等、記録に残るものに限る。）により提出することを認める。

提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 電子入札システムより「一般競争入札資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出すること。

イ 電子入札システムから出力した「一般競争入札参加資格確認申請書受信確認通知書」を申請書及び資格確認資料と併せて郵送又は託送すること。

ウ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

エ 期日内（最終日午後5時まで）の必着とする。

（3）その他

申請書及び資格確認資料の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

申請書及び資格確認資料の提出確認後に「競争参加資格確認通知書」を発行するが、当該通知は、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認したものではないことに注意すること。

2 入札執行

入札参加者は、入札書及び工事費内訳書を所定の期日内に提出すること。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）入札書及び工事費内訳書の提出

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

入札額は、入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

工事費内訳書の提出にあたっては、以下に留意すること。

- ア 本案件の入札参加を希望するものは、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。
- イ 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は、3.0MB 以内に収めるものとする。
- ウ 工事費内訳書は、「千葉県企業局発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成 27 年 3 月 25 日制定）」（以下「取扱要領」という。）によるものとする。
- エ 取扱要領第 5 条に基づく「重大な不備」に該当した場合、入札が無効となるので留意すること。

（2）その他

入札書及び工事費内訳書を提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることは認めない。

3 契約条項等を示す場所

本案件に係る契約書案、電子入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、ちば電子調達システムに係る入札情報サービスシステムにより配布する。

（1）設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、所定の期日に次のとおり提出すること。

- ア 電子ファイルを所定のアドレスに電子メールにより提出すること。（電子入札システムによる提出ではない。）なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施すること。
 - ・Microsoft Word 又は Microsoft Excel
- イ 電子メールの「件名」には、工事名を記載すること。
- ウ 電子メールの「本文」には、工事名及び質問者名・連絡先（電話番号）のみ入力し、質問文面は、添付する電子ファイルに記載すること。質問の題名、文面には、特定の企業名や個人名を記載しないこと。
- エ 持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

回答は、所定の期日に入札情報サービスに掲載する。質問しなかった申請者も必ず確認すること。また、質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがある。

4 入札保証金

本案件に係る入札保証金は免除する。

5 最低制限価格

本案件は、最低制限価格制度が適用される工事である。

（1）最低制限価格の設定

最低制限価格制度を適用する工事にあつては、最低制限価格を設定する。

当該最低制限価格の設定については、「千葉県企業局建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領（平成 23 年 8 月 1 日制定）」第 3 条の規定を適用する。

最低制限価格の算出方法については、「参考 最低制限価格の算定方法」を参照すること。

6 落札者の決定方法

事後審査Ⅱ型は、入札執行前に全ての入札参加を希望する者が、資格確認申請（申請書及び資格確認資料の提出）を行い、入札・開札後、落札候補者を決定し、落札候補者のみ入札参加資格を確認する方式である。事後審査Ⅱ型では、開札後、入札参加者に落札の保留を通知する。なお、落札保留中に落札候補者の通知・公表は行わない。

本案件では、有効となる入札をした者が一者以上あった場合は、落札者を決定するものとする。

入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、原則として 2 回まで再度入札を行うものとする。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

（1）落札候補者の決定

開札後、落札を保留し、千葉県企業局財務規程（昭和 39 年水道局管理規程第 6 号）第 158 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として、開札を終了する。

（2）落札者の決定

落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があることが確認できた者を落札者とする。

なお、審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

また、落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

落札候補者以外の入札者において、最低入札価格で入札した者又はくじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となったものを次順位者とする。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

電子入札約款第 2 条第 5 項等で定める誓約書の提出が必要な工事において、誓約書を提出しない者の入札は、無効とする。

一抜け方式対象案件の場合、「一抜け方式入札」について参照すること。

8 一抜け方式入札

一抜け方式対象案件は、以下により入札を執行する。

（1）申請書及び資格確認資料の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されており、入札参加を希望する者は、工事ごとに申請書及び資格確認資料又は建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領（令和 3 年 3 月 22 日制定）第 5 条第 3 項に定める別紙（以下「一抜け方式別紙」という。）について、所定の期日以内に電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

申請書及び資格確認資料については、参加を希望する工事のうち、開札順が一番早い案件にの

み提出すること。参加を希望するその他の工事については、一抜け方式別紙のみを提出すること。
なお、提出がない工事については、競争参加資格を認めない。

郵送又は託送による提出の場合、電子入札システムより「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請におけるシステム添付書」を一抜け方式対象案件のうち、参加を希望する全ての工事に提出すること。

（２）入札書及び工事費内訳書の提出

工事ごとに電子入札システムに案件登録されているため、入札参加を希望するものは、工事ごとに工事費内訳書について、所定の期日内に電子入札システムにより提出すること。

（３）落札者の決定方法

落札者を決定する順位は、原則として開札順に行うこととする。先に開札した案件が落札決定を保留した場合又は再度入札に付す場合も同様とする。

なお、案件の入札を中止又は取止めた場合は、当該案件の発注はなかったものとみなし、落札者の決定順位を繰り上げて、入札手続きを続行する。

落札者決定までの日数を短縮するため、二番目以降に開札する案件については、開札時点で最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、先に開札する案件の落札者を決定する前から、当該落札候補者の入札参加資格の審査を行う。

このため、先に開札した案件の落札候補者の入札参加資格を審査した結果、入札参加資格がないことを確認した場合は、次順位者を繰り上げて落札候補者とするとともに、二番目以降に開札する案件の落札候補者についても、先に開札する案件の落札候補者を変更した時点で、最も落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者とみなし、順次審査を行う。

（４）入札の無効

先に落札者を決定した案件で落札者となった者が、次案件以降にも参加している場合はその入札を無効とする。

9 技術者の配置

（１）技術者の資格確認

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を本案件に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札参加申請日以前において、3 カ月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、通知書に記載された技術者が建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

（２）技術者を配置できなくなった場合

技術者配置の資格要件の有無に関わらず、入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、公告に記載された落札者決定通知（予定）の前日までに、直ちに書面により申し出ること。この場合において、申出書を提出した入札参加者の入札は無効とする。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

（３）専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下「専任特例 2 号」という。）による場合の監理技術者の配置

が認められる工事であって、専任特例 2 号による監理技術者の配置を行う場合は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

- ア 当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐するもの（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は所属建設業者（入札参加者）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- オ 監理技術者として職務を適正に遂行するため、当該工事の内容に応じ、兼務する工事が以下の範囲にあること。
 - ①土木工事の場合 兼務する工事が千葉県内にあること
 - ※河川工事の場合は、兼務する工事が沿川市町村内にあること
 - ②建築工事、建築設備工事等の場合 兼務する工事が千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内にあること
- カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ケ 監理技術者は、維持工事を兼務することは出来ない。なお、ここでの維持工事とは、通年維持工事等（24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行う。

10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第 20 条の 2 第 2 項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県ホームページ（入札のしおり関係（建設工事等））を参照すること。
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

11 苦情等の申し立て

本案件の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して 7 日以内（県の休日を除く。）に書面により説明を求めることができる。この場合において、入札の執行を担当する課長又は出先機関等の長は説明を求められた日から 3 日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

再苦情の申し立てについては、「千葉県建設工事の入札及び契約の過程に関する苦情処理手続き（平成 16 年 3 月 25 日制定）」により苦情を申し立てすることができる。

12 その他

- ・資格確認資料の作成説明会、現場説明会は実施しない。
- ・資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認でき

ない場合には、説明を求めることがある。

- ・提出された資格確認資料の公表、無断使用は行わない。
- ・工期は、事情により変更することがある。
- ・入札参加者は、電子入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- ・電子入札システムの操作上のマニュアルとしては、ちば電子調達システムホームページで公開している「システム操作マニュアル」を参考とすること。

<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>

- ・電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作等の問合せ先

ちば電子調達システムサポートデスク 電話 043-441-5551

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

- ・一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり（建設工事等）」を参考とすること。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>

参考 最低制限価格の算定方法

（１）共通事項

予定価格算出の基礎となった㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（１円未満切り捨て）を合計し１万円未満を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とする。

また、積算基準の適用が「千葉県企業局積算基準（水道編）」または「営繕」である場合を除く有価物（発生材）を含む工事にあつては、㊦・㊧・㊨・㊩に掲げる額（１円未満切り捨て）を合計し有価物（発生材）のスクラップ評価額㊪を減じ、１万円未満を切り捨てた額に、１００分の１１０を乗じて得た額とする。

- ㊦ 直接工事費の合計額に１００分の９７を乗じて得た額
- ㊧ 共通仮設費の合計額に１００分の９０を乗じて得た額
- ㊨ 現場管理費の合計額に１００分の９０を乗じて得た額
- ㊩ 一般管理費等の合計額に１００分の６８を乗じて得た額
- ㊪ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

（２）積算基準の適用等による算定方法

積算基準の適用が土木で鋼橋製作を含む工事にあつては、
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費」と読み替える。

積算基準の適用が土木（電気通信編）の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、機器間接費」と読み替える。
「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

なお、「直接製作費」は機器単体費に１０分の６を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に１０分の１を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に１０分の２を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に１０分の１を乗じた額とする。

積算基準の適用が土木（機械編）で機械設備製作を含む工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、直接製作費」
「共通仮設費」を「共通仮設費、間接労務費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。

積算基準の適用が下水の工事にあつては、
「直接工事費」を「直接工事費、機器費」
「現場管理費」を「現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費」と読み替える。